



愛媛県報

発行 愛媛県

令和2年8月4日火曜日 第128号

◇ 目 次 ◇ 告 示

保安林の指定の解除.....（森林整備課）... 618
 義務付保の同意を求めるための事前届出及び指定漁船調書の縦覧.....（水産課）... 618
 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（2件）.....（都市計画課）... 619
 建築士の免許の取消し.....（建築住宅課）... 619
 土地改良区の定款変更の認可.....（中予地方局農村整備第一課）... 619

監査公表

定期監査結果の公表.....（監査事務局）... 619

人事委員会規則

職員の特種勤務手当等の支給等に関する規則の一部を改正する規則.....（人事委員会事務局）... 620

告 示

○愛媛県告示第877号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、
 次のように保安林の指定を解除する。

令和2年8月4日

愛媛県知事 中村時広

- 解除に係る保安林の所在場所
今治市伯方町木浦字鮎乙739の2
- 保安林として指定された目的
魚つき
- 解除の理由
急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

○愛媛県告示第878号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同政令第5条第3項の規定により、1のとおり公示し、及び2のとおり指定漁船調書を縦覧に供する。

令和2年8月4日

愛媛県知事 中村時広

1 届出事項

（東予地方局管内）

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名			加 入 区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
今治市宮窪町宮窪2875番地 藤本貴志	今治市宮窪町宮窪2565番地 関真也	今治市宮窪町宮窪1805番地 藤本和之	宮 窪	愛媛県漁業協同組合

（中予地方局管内）

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名			加 入 区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
伊予市湊町214番地3 大森日出雄	伊予市湊町349番地 亀岡恵孝	伊予市湊町286番地4 日山哲也	伊 予	伊予漁業協同組合

（南予地方局管内）

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名			加 入 区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
大洲市長浜甲592 - 10 和田正幸	大洲市長浜甲575 - 1 松原和則	大洲市長浜甲590 - 16 小西憲平	長 浜	長浜町漁業協同組合
西宇和郡伊方町伊方越1108 門田元	西宇和郡伊方町亀浦410 大沼工	西宇和郡伊方町亀浦427 宮本一弘	有 寿 来	八幡浜漁業協同組合

宇和島市津島町針木179 永井 淳一郎	宇和島市津島町弓弘84 川口 幾 広	宇和島市津島町脇425 勝間 清 行	下 灘 第 二	愛媛県漁業協同組合
------------------------	-----------------------	-----------------------	---------	-----------

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

令和2年8月4日から18日まで

(2) 縦覧場所

次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる場所

東予地方局管内の加入区	東予地方局産業経済部 今治支局水産課
中予地方局管内の加入区	中予地方局産業経済部 水産課
南予地方局管内の加入区	南予地方局産業経済部 水産課八幡浜支局水産課

○愛媛県告示第879号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、新居浜都市計画用途地域の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

令和2年8月4日

愛媛県知事 中村 時 広

○愛媛県告示第880号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、新居浜都市計画特定用途制限地域の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

令和2年8月4日

愛媛県知事 中村 時 広

○愛媛県告示第881号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消した。

令和2年8月4日

愛媛県知事 中村 時 広

免許の取消年月日	免許の取消しを受けた建築士			免許の取消の理由
	氏名	二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	
令和2年6月24日	山本 鹿志子	二級建築士	愛媛県知事登録第3931号	死亡による

○愛媛県告示第882号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、中島土地改良区の定款の変更を認可した。

令和2年8月4日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

監 査 公 表

○公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、

監査の結果を次のとおり公表する。

令和2年8月4日

愛媛県監査委員 永井 一 平
同 越 智 忍
同 森 高 康 行
同 高 橋 正 浩

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
公 営 企 業 管 理 局	
総 務 課	令和2年6月17日
発 電 工 水 課	令和2年6月17日
県 立 病 院 課	令和2年6月17日
松山発電工水管理事務所	令和2年6月9日
今治地区工業用水道管理事務所	令和2年6月9日
西条地区工業用水道管理事務所	令和2年6月9日
中 央 病 院	令和2年6月17日
今 治 病 院	令和2年6月9日
南 宇 和 病 院	令和2年6月11日
新 居 浜 病 院	令和2年6月9日

(監 査 の 結 果)

令和元年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 工業用水道事業

(1) 松山・松前地区工業用水道事業については、給水能力と同量の契約給水量を確保しており、経営成績は安定している。

今治地区工業用水道事業についても、実績給水率（契約給水量に対する実績給水量の比率）は低調であるものの、給水能力と同量の契約給水量を確保しており、経営成績自体は安定している。

また、西条地区工業用水道事業については、前年度に引き続き純利益を計上したものの、長期借入金と企業債を合わせると199億円の借入残高があり、依然として厳しい財政状態にあることから、引き続き企業立地の促進支援や既受水企業等への売水促進活動の一層の強化等による新規需要の開拓等に努力を払われたい。

2 病院事業

(1) 当年度の患者数は前年度と比較して減少しているものの、集中治療室等における医療供給体制の充実等による診療報酬単価の増、高額手術件数や高額薬品を用いた外来でのがん治療件数の増加等により、医業収益は増加している。

一方、経営内容は厳しさを増し、薬品費などの材料費や高額医療機器更新に伴う減価償却費など医業費用が大幅に増加している。

これまで、「愛媛県立病院中期経営戦略」（平成28年3月策定）に基づく各種施策に引き続き取り組んだ結果、純損失については、前年度より3億8,903万円減少したものの、2億4,421万円の赤字となっている。

また、累積欠損金は208億円に上り、企業債259億円や一般会計等からの長期借入金88億円など、負債が資産を上回る債務超過の状況になっており、依然として厳しい財政状態が続いている。

病院事業を取り巻く環境は、医師不足などを背景に厳しい状況にあると思われるが、中央・今治・南宇和・新居浜の4病院が、国の医療制度改革や本県の地域医療構想を踏まえながら、地域の中核病院として高度で良質な医療を安定的に供給するとともに、引き続き経営健全化に取り組まれない。

(2) 非常用発電機更新工事（今病第元-1号）において、工事で発生した産業廃棄物の運搬処分について、契約数量と実績が相違（工事原価で782,000円の過大積算）していたにもかかわらず、変更契約を行っていなかった。

(3) 廃止された三島病院に係る個人医業未収金及び医業外未収金について、適切な債権管理と早期回収に、引き続き努められたい。

（令和2年3月31日現在 単位：円）

区分	個人医業未収金 (a)	医業外未収金 (b)	計 (a)+(b)
旧三島病院	5,161,438	11,450	5,172,888
計	5,161,438	11,450	5,172,888

(4) 個人医業未収金の納期到来分326,215,077円（過年度未収金259,420,369円、現年度未収金66,794,708円）について、早期回収に、引き続き努められたい。

（中央病院）

(5) 医業外未収金の納期到来分6,723,021円（過年度未収金739,004円、

現年度未収金5,984,017円）について、早期回収に、より一層努められたい。

（中央病院）

(6) 個人医業未収金の納期到来分35,925,048円（過年度未収金23,424,999円、現年度未収金12,500,049円）について、早期回収に、引き続き努められたい。

（今治病院）

(7) 医業外未収金の納期到来分145,800円（過年度未収金77,370円、現年度未収金68,430円）について、早期回収に、引き続き努められたい。

（今治病院）

(8) 個人医業未収金の納期到来分13,850,634円（過年度未収金11,144,534円、現年度未収金2,706,100円）について、早期回収に、引き続き努められたい。

（南宇和病院）

(9) 医業外未収金の納期到来分113,314円（過年度未収金66,720円、現年度未収金46,594円）について、早期回収に、より一層努められたい。

（南宇和病院）

(10) 平成31年度診療材料単価契約について、契約締結の意思決定を経ることなく公印を使用し、契約が締結されていた。

（南宇和病院）

(11) 個人医業未収金の納期到来分56,089,635円（過年度未収金38,138,902円、現年度未収金17,950,733円）について、早期回収に、引き続き努められたい。

（新居浜病院）

(12) 医業外未収金の納期到来分744,989円（過年度未収金276,009円、現年度未収金468,980円）について、早期回収に、より一層努められたい。

（新居浜病院）

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則7 1232

職員の特殊勤務手当等の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年8月4日

愛媛県人事委員会委員長 安藤 潔

職員の特殊勤務手当等の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当等の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 1）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																
<p>（産業技術研究所、衛生環境研究所等に勤務する職員の特殊勤務手当）</p> <p>第7条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 条例第9条に定める「病理細菌を取り扱う業務」とは、次に掲げる勤務箇所の試験室等において、危険である細菌検査の研究又は製造等に従事する場合をいう。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>勤務箇所名</th> <th>業務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>衛生環境研究所</td> <td>コレラ、赤痢（疫痢を含む。）、腸チフス、パラチフス、痘瘡、発疹チフス、猩紅熱、ジフテリア、流行性脳脊髄膜炎、ペスト、腸管出血性大腸菌感染症、狂犬病、<u>ブ</u></td> </tr> <tr> <td>保健所</td> <td>コレラ、赤痢（疫痢を含む。）、腸チフス、パラチフス、痘瘡、発疹チフス、猩紅熱、ジフテリア、流行性脳脊髄膜炎、ペスト、腸管出血性大腸菌感染症、狂犬病、<u>ブ</u></td> </tr> <tr> <td>動物愛護センター</td> <td>コレラ、赤痢（疫痢を含む。）、腸チフス、パラチフス、痘瘡、発疹チフス、猩紅熱、ジフテリア、流行性脳脊髄膜炎、ペスト、腸管出血性大腸菌感染症、狂犬病、<u>ブ</u></td> </tr> </tbody> </table>	勤務箇所名	業務の内容	衛生環境研究所	コレラ、赤痢（疫痢を含む。）、腸チフス、パラチフス、痘瘡、発疹チフス、猩紅熱、ジフテリア、流行性脳脊髄膜炎、ペスト、腸管出血性大腸菌感染症、狂犬病、 <u>ブ</u>	保健所	コレラ、赤痢（疫痢を含む。）、腸チフス、パラチフス、痘瘡、発疹チフス、猩紅熱、ジフテリア、流行性脳脊髄膜炎、ペスト、腸管出血性大腸菌感染症、狂犬病、 <u>ブ</u>	動物愛護センター	コレラ、赤痢（疫痢を含む。）、腸チフス、パラチフス、痘瘡、発疹チフス、猩紅熱、ジフテリア、流行性脳脊髄膜炎、ペスト、腸管出血性大腸菌感染症、狂犬病、 <u>ブ</u>	<p>（産業技術研究所、衛生環境研究所等に勤務する職員の特殊勤務手当）</p> <p>第7条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 条例第9条に定める「病理細菌を取り扱う業務」とは、次に掲げる勤務箇所の試験室等において、危険である細菌検査の研究又は製造等に従事する場合をいう。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>勤務箇所名</th> <th>業務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>衛生環境研究所</td> <td>コレラ、赤痢（疫痢を含む。）、腸チフス、パラチフス、痘瘡、発疹チフス、猩紅熱、ジフテリア、流行性脳脊髄膜炎、ペスト、腸管出血性大腸菌感染症、狂犬病、<u>ブ</u></td> </tr> <tr> <td>保健所</td> <td>コレラ、赤痢（疫痢を含む。）、腸チフス、パラチフス、痘瘡、発疹チフス、猩紅熱、ジフテリア、流行性脳脊髄膜炎、ペスト、腸管出血性大腸菌感染症、狂犬病、<u>ブ</u></td> </tr> <tr> <td>動物愛護センター</td> <td>コレラ、赤痢（疫痢を含む。）、腸チフス、パラチフス、痘瘡、発疹チフス、猩紅熱、ジフテリア、流行性脳脊髄膜炎、ペスト、腸管出血性大腸菌感染症、狂犬病、<u>ブ</u></td> </tr> </tbody> </table>	勤務箇所名	業務の内容	衛生環境研究所	コレラ、赤痢（疫痢を含む。）、腸チフス、パラチフス、痘瘡、発疹チフス、猩紅熱、ジフテリア、流行性脳脊髄膜炎、ペスト、腸管出血性大腸菌感染症、狂犬病、 <u>ブ</u>	保健所	コレラ、赤痢（疫痢を含む。）、腸チフス、パラチフス、痘瘡、発疹チフス、猩紅熱、ジフテリア、流行性脳脊髄膜炎、ペスト、腸管出血性大腸菌感染症、狂犬病、 <u>ブ</u>	動物愛護センター	コレラ、赤痢（疫痢を含む。）、腸チフス、パラチフス、痘瘡、発疹チフス、猩紅熱、ジフテリア、流行性脳脊髄膜炎、ペスト、腸管出血性大腸菌感染症、狂犬病、 <u>ブ</u>
勤務箇所名	業務の内容																
衛生環境研究所	コレラ、赤痢（疫痢を含む。）、腸チフス、パラチフス、痘瘡、発疹チフス、猩紅熱、ジフテリア、流行性脳脊髄膜炎、ペスト、腸管出血性大腸菌感染症、狂犬病、 <u>ブ</u>																
保健所	コレラ、赤痢（疫痢を含む。）、腸チフス、パラチフス、痘瘡、発疹チフス、猩紅熱、ジフテリア、流行性脳脊髄膜炎、ペスト、腸管出血性大腸菌感染症、狂犬病、 <u>ブ</u>																
動物愛護センター	コレラ、赤痢（疫痢を含む。）、腸チフス、パラチフス、痘瘡、発疹チフス、猩紅熱、ジフテリア、流行性脳脊髄膜炎、ペスト、腸管出血性大腸菌感染症、狂犬病、 <u>ブ</u>																
勤務箇所名	業務の内容																
衛生環境研究所	コレラ、赤痢（疫痢を含む。）、腸チフス、パラチフス、痘瘡、発疹チフス、猩紅熱、ジフテリア、流行性脳脊髄膜炎、ペスト、腸管出血性大腸菌感染症、狂犬病、 <u>ブ</u>																
保健所	コレラ、赤痢（疫痢を含む。）、腸チフス、パラチフス、痘瘡、発疹チフス、猩紅熱、ジフテリア、流行性脳脊髄膜炎、ペスト、腸管出血性大腸菌感染症、狂犬病、 <u>ブ</u>																
動物愛護センター	コレラ、赤痢（疫痢を含む。）、腸チフス、パラチフス、痘瘡、発疹チフス、猩紅熱、ジフテリア、流行性脳脊髄膜炎、ペスト、腸管出血性大腸菌感染症、狂犬病、 <u>ブ</u>																

家畜保健衛生所	ルセラ症、炭疽、鼻疽、結核、ハンセン
家畜病性鑑定所	病、エイズ及び新型コロナウイルス感染症 の各病原体の研究、検菌作業又は予防液の 製造等に従事する業務

家畜保健衛生所	ルセラ病、炭疽、鼻疽、結核、ハンセン
家畜病性鑑定所	病、エイズ及び新型コロナウイルス感染症 の各病原体の研究、検菌作業又は予防液の 製造等に従事する業務

附 則

この規則は、公布の日から施行する。